

平成28年8月1日より

建物総合共済に付帯

収容農産物補償特約が新たに始まります！！

特約の概要

- 保管中の**米・麦・大豆**が対象品目です。
- 1建物・1品目ごとに**最大5口**まで加入できます。
- 支払限度額は**1口100万円**です。
- 対象となる事故は火災、自然災害など**建物総合共済と同じ**です。
- 建物総合共済加入の**納屋や農作業場への特約として加入**できます。
※平成28年度に限り、すでにご加入いただいている方でも中途加入できます。



加入のタイプ

- Aタイプ(出荷前の一時保管される方にオススメ)
共済掛金 **1口当たり 1,000円** (補償期間は収穫後120日以内)
- Bタイプ(通年保管される方にオススメ)
共済掛金 **1口当たり 3,000円** (補償期間は1年間)



共済金のお支払い

○Aタイプ・Bタイプのいずれにおいても、収容農産物に1万円を超える損害が発生した場合に、加入口数を上限に実損害額を収容農産物損害共済金としてお支払いします。※地震等事故については実損害額の30%が限度となります。

■ 損害額の算出例

$$\text{損害の額} = \text{損害の生じた数量} \times$$

農林水産大臣が告示する
単位当たり共済金額

※用途が主食用以外の場合は、用途ごとの単価を使用

【例】納屋(1口・100万円加入)保管中の主食用玄米が水害被害を受けた場合
被害玄米:6,000kg(100俵) 単位当たり共済金額:163円(平成28年産)

- ・損害額=6,000kg×163円=978,000円
- ・収容農産物損害共済金 **978,000円**